

第65期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

(2023年5月1日から2024年4月30日まで)

【事業報告】

対処すべき課題、主要な事業内容、主要な営業所及び工場、
使用人の状況、主要な借入先の状況、
剰余金の配当等の決定に関する方針、
その他企業集団の現況に関する重要な事項、株式の状況、
会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制、
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、
会社の支配に関する基本方針

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書、連結注記表

【計算書類】

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

【監査報告書】

連結計算書類に係る会計監査報告書、
計算書類に係る会計監査報告書、監査等委員会の監査報告書

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株式会社共和工業所

対処すべき課題

今後の経営環境におきましては、経済活動の正常化が進む一方で、地政学リスクによる影響やモノ・エネルギー価格の高騰が続くなど、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当社グループの主要販売先の建設機械業界においても生産台数の減少が見込まれ、当社の経営環境は引き続き厳しい状況となることが予想されます。

このような経営環境において当社グループは、コスト管理の徹底および経費削減を図るとともに、次世代の中核人材の教育強化を図り、今後も安定した収益の確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

主要な事業内容（2024年4月30日現在）

当社グループは、ボルトの専門メーカーとして、六角ボルト、六角穴付ボルト、特殊ボルト等の製造及び販売を行っております。

主要な営業所及び工場（2024年4月30日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社 及 び 工 場	石川県小松市工業団地一丁目57番地

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社共和ワークスタイル	石 川 県 小 松 市

使用人の状況（2024年4月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
287 (22) 名	増減なし(増減なし)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齡	平均勤続年数
286 (2) 名	3名増(増減なし)	38.9歳	15.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先の状況（2024年4月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 國 銀 行	2,500千円

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様に対する利益の還元を経営上重要な施策の1つと位置付けており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するため必要な内部留保資金を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を安定的かつ継続的に行っていくことを基本方針としております。

当事業年度におきましては、業績の状況を総合的に勘案した結果、期末配当として1株につき80円の配当を行うことといたしました。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況（2024年4月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 5,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,360,000株

(3) 株主数 870名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社ワイ・エム・ジイ	453千株	33.4%
共和工業所取引先持株会	110	8.1
名古屋中小企業投資育成株式会社	104	7.7
共和工業所社員持株会	60	4.4
INTERACTIVE BROKERS LLC	51	3.8
株式会社北國銀行	46	3.4
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	18	1.4
カネマツ鋼材株式会社	15	1.1
上田運輸株式会社	14	1.0
株式会社商工組合中央金庫	13	1.0

(注) 持株比率は自己株式(2,447株)を控除して計算しております。

会計監査人の状況

(1) 名称	かなで監査法人
(2) 報酬等の額	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区別していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
なお、当事業年度中に清算結了した共和機械（山東）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 監査等委員会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社是（誠意と熱意と創意と奉仕による共存共榮）並びに経営の基本方針に則った「各種管理規程」を制定し、代表取締役社長がその精神を全使用人に継続的に伝達するため、毎月第1営業日に全使用人を集め、社長朝礼を行い、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点として徹底する。

また、経営企画室が中心となって、各部門の業務の進捗状況、懸案事項等の情報の共有化と相互チェックのため社長以下取締役及び各部門の責任者で構成する部門診断を月1回開催する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に基づき整理・保存する。監査等委員会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「経理規程」「与信限度管理規程」「安全衛生管理規程」等の管理規程により、リスク管理体制を整備している。今後も監査等委員会はリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営企画室は、中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門の目標に對し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。取締役会において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は「子会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等の職務の執行状況及び報告事項についての関係書類を子会社より提出を求め、月1回開催する取締役会にて報告する。

- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスクマネジメント責任者を設置し、子会社においてリスクが顕在化した場合には当社管理部と連携して対策にあたる。
 - ・内部監査計画書に基づく全社的な内部統制項目を、監査等委員である取締役が毎年子会社を訪問し、リスク管理体制等についての問題点の把握に努める。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 子会社は独自に中期経営計画書を作成し、経営の自主性及び独立性を尊重して運営にあたる。執行状況は毎月当社に報告する。問題点があれば、当社は取締役会にてその要因の分析とその改善を図る。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社の社是及び経営の基本方針に基づき、子会社にも社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
 - ・監査等委員会が内部統制システムの構築・運用状況を含め、職務執行を監査する体制を構築する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用者に関する事項

当社は必要に応じて、監査等委員会の職務を補助すべき使用者を置く。

(7) 前号の使用者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、監査等委員会の同意を得て、当該使用者の任命・異動等を行う。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用者に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社役員および使用者に周知徹底する。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者が監査等委員会に報告するための体制
- ・取締役は、その執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査等委員会に定期的に報告を行うほか、必要な都度、遅滞なく報告する。
 - ・また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者は毎月行われる部門診断において、その職務の執行状況について報告する。

②子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

- ・子会社の役員及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の役員及び使用人は、法令等の違反により著しい損害を及ぼす事実を発見したら、当社の経営企画室へ報告する。
- ・経営企画室は、定期的に監査等委員会に対して、子会社におけるコンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ・経営企画室は、子会社の内部通報の状況について、通報者の匿名性を重視し取締役に対して報告する。

(10) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った役員及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を全役員及び使用人に徹底する。

(11) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員からの職務の執行についての費用の前払い等の請求があった場合は、審議の上、職務上必要で無いことを証明した場合を除き、当該費用又は債務を支払うこととする。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

監査等委員である取締役は重要な意思決定について、業務の執行状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、稟議書並びに各部門の業務報告書類の回付を受け、必要に応じてヒアリングを行う。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行について独立した立場から監査を実施する。なお、監査等委員会は、会計監査人と適宜情報交換を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきまして、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取り組みは以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制について

- ① 当社は、社是（誠意と熱意と創意と奉仕による共存共栄）を制定しております。その精神を全使用人に伝達するため、毎月第1営業日に社長朝

礼を開催しております。

- ② 毎月、各部門の業務の進捗状況、懸案事項、法令遵守状況等を共有し、その内容をチェックするため、社長以下取締役、各部門の責任者で構成する部門診断を開催しております。
- ③ 取締役会関連文書等は、各種社内規程に基づき保存年限、保存場所を定めており、監査等委員は実施状況を監査計画書に基づき監査しております。

(2) リスク管理体制について

- ① 每月開催される各部の部門診断において、現存するリスクを把握し、管理体制の強化を図り、重要なリスクについては、経営企画会議、取締役会にて協議しております。
- ② 子会社に対しては、年1回（12月）常勤監査等委員又は内部監査委員会の委員が子会社に訪問又は書面により、全社的内部統制項目の徹底状況を把握し、改善指導をしております。

(3) 財務報告の体制について

- ① 会計監査人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。会計監査人とは、定期的に意見交換、情報共有を行っている他、必要に応じて内部監査結果等を共有しております。
- ② 会社情報の適時開示については、適切な会計処理の実施及び連結計算書類の作成により、迅速に行っております。

(4) 監査等委員の監査の実効性を確保する体制について

- ① 監査等委員は、重要な意思決定について、業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営企画会議等の重要な会議に出席し、稟議書並びに各部門の業務報告書等の回付を受け、必要に応じてヒアリングしております。
- ② 監査等委員は、取締役の業務執行について独立した立場から適法性の監査を実施し、会計監査人と適宜情報交換しております。

会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2023年5月1日から)
(2024年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年5月1日残高	592,000	464,241	11,984,304	△9,665	13,030,881
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△108,611		△108,611
親会社株主に帰属する当期純利益			1,443,260		1,443,260
自己株式の取得				△445	△445
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,334,649	△445	1,334,204
2024年4月30日残高	592,000	464,241	13,318,954	△10,110	14,365,085

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2023年5月1日残高	741,945	683,939	1,425,884	14,456,765
連結会計年度中の変動額				
剩 余 金 の 配 当				△108,611
親会社株主に帰属する当期純利益				1,443,260
自己株式の取得				△445
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	439,198	△683,939	△244,740	△244,740
連結会計年度中の変動額合計	439,198	△683,939	△244,740	1,089,463
2024年4月30日残高	1,181,143	—	1,181,143	15,546,228

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|-----------|---------------|
| ・連結子会社の数 | 1 社 |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社共和ワークスタイル |

当連結会計年度において連結子会社であった共和機械（山東）有限公司は清算結了したため、連結の範囲から除外しております。なお、清算結了時までの損益計算書については連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-----------------|------------|
| ・持分法を適用した関連会社の数 | 1 社 |
| ・会社の名称 | 株式会社ネツレン小松 |

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法

② 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。

（リース資産を除く）
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な有形固定資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～38年

機械装置及び運搬具 4～10年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）
主な無形固定資産の耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売掛債権等の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループでは、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・棚卸資産の評価減

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
商品及び製品	63,630
仕掛品	33,254
原材料	1,733

棚卸資産の市場需要に基づく将来の販売見込み及び正味売却価額から、棚卸資産が将来に獲得可能なキャッシュ・フローを見積り、必要な評価減を計上しております。実際の市場における需要又は正味売却価額が当社の見積りより悪化した場合には、追加の評価減が必要となる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	8,279,123千円
(2) 圧縮記帳により直接減額している固定資産	
建物及び構築物	45,278千円
機械装置及び運搬具	42,286
土地	67,854
その他	3,723
計	159,142

4. 連結損益計算書に関する注記

関係会社清算益

当社の連結子会社であった共和機械（山東）有限公司の清算結了に伴い為替換算調整勘定を取り崩したことによるものであります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数	
普通株式	1,360千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月9日 取締役会	普通株式	108,611	80	2023年4月30日	2023年7月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	108,604	80	2024年4月30日	2024年7月11日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは事業活動上生じる金融の市場リスクを回避する目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信限度管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式、満期保有目的の債券及び社債であり、把握された時価が四半期ごとに決算内容とともに取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、固定金利にて調達した長期借入金（原則として3年以内）であり、主に設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務である買掛金、未払金及び借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、輸出入取引の為替相場変動によるリスクの軽減を目的として、為替予約を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、買掛金、未払金及び1年内返済予定の長期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	3,000,000	3,000,000	—
② その他有価証券	2,719,076	2,719,076	—
（注）市場価格のない株式等			

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	31,400

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,220,557	—	—	2,220,557
債券（社債）	—	498,518	—	498,518

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
譲渡性預金	—	3,000,000	—	3,000,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

当社の保有する社債は取引先金融機関から提示された価格等に基づき評価しており、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

譲渡性預金は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

事業部門の名称	当連結会計年度
建設機械（千円）	10,476,009
自動車関連（千円）	142,109
産業機械（千円）	102,244
その他（千円）	252,163
合計	10,972,526

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、ボルトの専門メーカーとして、六角ボルト、六角穴付ボルト、特殊ボルト等の製造及び販売を主たる業務としております。

製品の納入時点において当該製品に対する支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、原則として当該時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価に変動対価は含まれておりません。

顧客から原材料の有償支給を受ける場合は、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除き、顧客に支払われる対価を取引価格から減額しております。

取引の対価は、履行義務充足後、概ね120日以内に受領しており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の当連結会計年度の期首残高及び期末残高はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりませんので、記載すべき事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

11,451円65銭

(2) 1株当たり当期純利益

1,063円10銭

貸 借 対 照 表

(2024年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	11,848,771	流 動 負 債	1,402,771
現 金 及 び 預 金	5,197,074	買 掛 金	642,088
受 取 手 形	107,983	1年内返済予定の長期借入金	2,500
電 子 記 録 債 権	952,845	未 払 金	295,667
売 掛 金	1,779,019	未 払 法 人 税 等	184,444
有 価 証 券	3,199,680	賞 与 引 当 金	192,213
商 品 及 び 製 品	318,737	そ の 他	85,856
仕 掛 品	148,283		
原 材 料 及 び 貯 藏 品	132,923		
そ の 他	12,224		
固 定 資 產	5,774,920	固 定 負 債	909,567
有 形 固 定 資 產	3,006,033	退 職 給 付 引 当 金	321,924
建 物	728,578	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	307,933
構 築 物	49,140	繰 延 税 金 負 債	279,709
機 械 及 び 装 置	1,246,679	負 債 合 計	2,312,338
車 両 運 搬 具	16,523	(純 資 產 の 部)	
工具、器具及び備品	20,524	株 主 資 本	14,130,210
土 地	942,686	資 本 金	592,000
建 設 仮 勘 定	1,900	資 本 剰 余 金	464,241
無 形 固 定 資 產	5,625	資 本 準 備 金	464,241
ソ フ ト ウ エ ア	5,359	利 益 剰 余 金	13,084,079
電 話 加 入 権	266	利 益 準 備 金	148,000
投 資 そ の 他 の 資 產	2,763,261	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,936,079
投 資 有 価 証 券	2,550,796	別 途 積 立 金	10,800,000
関 係 会 社 株 式	15,000	繰 越 利 益 剰 余 金	2,136,079
出 資 金	12,270	自 己 株 式	△10,110
長 期 貸 付 金	100,782	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,181,143
そ の 他	84,412	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,181,143
		純 資 產 合 計	15,311,353
資 產 合 計	17,623,691	負 債 ・ 純 資 產 合 計	17,623,691

損益計算書

(2023年5月1日から
2024年4月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,972,526
売 上 原 価		8,813,043
売 上 総 利 益		2,159,483
販売費及び一般管理費		1,174,160
営 業 利 益		985,322
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	403	
受 取 配 当 金	73,510	
固 定 資 産 売 却 益	23,489	
そ の 他	32,177	129,580
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	134	134
経 常 利 益		1,114,768
特 別 利 益		
関 係 会 社 清 算 益	990,321	990,321
税 引 前 当 期 純 利 益		2,105,090
法人税、住民税及び事業税	364,992	
法 人 税 等 調 整 額	496	365,489
当 期 純 利 益		1,739,600

株主資本等変動計算書

(2023年5月1日から)
(2024年4月30日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金	利益剰余金			別途積立金	繰越利益剰余金				
	資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益合計						
2023年5月1日残高	592,000	464,241	148,000	10,000,000	1,305,090	11,453,090	△9,665	12,499,666		
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立				800,000	△800,000	—	—	—		
剰余金の配当					△108,611	△108,611	△108,611	△108,611		
当期純利益					1,739,600	1,739,600		1,739,600		
自己株式の取得						—	△445	△445		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						—		—		
事業年度中の変動額合計	—	—	—	800,000	830,988	1,630,988	△445	1,630,543		
2024年4月30日残高	592,000	464,241	148,000	10,800,000	2,136,079	13,084,079	△10,110	14,130,210		

	評価・換算差額等 その他の有価証券 評価差額金	純資産合計
2023年5月1日残高	741,945	13,241,611
事業年度中の変動額		
別途積立金の積立		—
剰余金の配当		△108,611
当期純利益		1,739,600
自己株式の取得		△445
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	439,198	439,198
事業年度中の変動額合計	439,198	2,069,742
2024年4月30日残高	1,181,143	15,311,353

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- 満期保有目的の債券 債却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 製品・原材料・仕掛品 先入先出法による原価法
貯蔵品 最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 定率法によっております。
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。主な有形固定資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～38年 機械及び装置 10年

- 無形固定資産 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 売掛債権等の貸倒れに備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

- 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5)収益及び費用の計上基準

当社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・棚卸資産の評価減

当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
商品及び製品	63,630
仕掛品	33,254
原材料	1,733

棚卸資産の市場需要に基づく将来の販売見込み及び正味売却価額から、棚卸資産が将来に獲得可能なキャッシュ・フローを見積り、必要な評価減を計上しております。実際の市場における需要又は正味売却価額が当社の見積りより悪化した場合には、追加の評価減が必要となる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	8,279,123千円
(2) 圧縮記帳により直接減額している固定資産	
建物	43,629千円
構築物	1,648
機械及び装置	42,286
工具、器具及び備品	3,723
土地	67,854
計	159,142
(3) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	3,431千円
短期金銭債務	54,190千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高の総額	478,166千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	1,413,683千円
(2) 関係会社清算益	
当社の連結子会社であった共和機械（山東）有限公司からの清算配当	1,406,936千円に伴うものであります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	2千株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

總延税金資産	
賞与引当金	58,432
棚卸資産評価損	29,979
未払事業税	10,845
未払社会保険料	8,585
ゴルフ会員権評価損	5,947
退職給付引当金	97,865
役員退職慰労引当金	93,611
その他	25,556
總延税金資産 小計	330,824
評価性引当額	△113,839
總延税金資産 合計	216,985
總延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△496,694
總延税金負債 合計	△496,694
總延税金負債の純額	△279,709
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、 当該差異の原因となった主要な項目別内訳	
法定実効税率	30.4%
(調整)	
関係会社清算結了に伴う影響	△13.1%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.3%

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度のほか、中小企業退職金共済制度に加入しております。

また、退職金制度の別枠で石川県機械工業企業年金基金に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

(2) 簡便法を適用した確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	284, 945千円
退職給付費用	55, 583
退職給付の支払額	△2, 899
制度への拠出額	△15, 705
退職給付引当金の期末残高	321, 924

② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	593, 220千円
年金資産	△271, 295
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	321, 924

退職給付引当金	321, 924
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	321, 924

③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	55, 583千円
----------------	-----------

(3) 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、11, 280千円であります。

① 複数事業主制度の直近の積立状況（2023年3月31日現在）

年金資産の額	8, 253, 073千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金との合計額	4, 621, 961
差引額	3, 631, 111

② 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合（2023年3月31日現在）

2. 86%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、別途積立金3, 631, 111千円であります。

なお、上記②の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

会社等

(単位：千円)

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
共和機械（山東）有限公司	所有 直接 100%	当社製品の販売 役員の兼務	清算配当	1,406,936	-	-

(注) 共和機械（山東）有限公司は2023年5月12日で清算終了しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 11,278円64銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 1,281円38銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年6月13日

株式会社共和工業所
取締役会 御 中

かなで監査法人
東京都中央区
指 定 社 員 公認会計士 杉田 昌則
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 高村 藤貴
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社共和工業所の2023年5月1日から2024年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社共和工業所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報

に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年6月13日

株式会社共和工業所
取締役会 御 中

かなで監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 杉田 昌則
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 高村 藤貴
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社共和工業所の2023年5月1日から2024年4月30日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実

施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年5月1日から2024年4月30日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月14日

株式会社共和工業所 監査等委員会
常勤監査等委員 小 泉 茂 男 印
監査等委員 小 栗 巍 印
監査等委員 竹 内 広 幸 印

(注) 監査等委員 小栗 巍及び竹内 広幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上